

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月6日(金)午後3時05分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 使用貸借契約の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4号第1項第7号規定による転用届出について

報告第2号 農地法第5号第1項第6号規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から12月の定例委員会を開催致します。先の農地部会での審議の案件が多く定刻より少し遅れましたことお詫び致します。

本日の出席委員は、農業委員全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数を満たしていますので、総会は成立していることをご報告致します。また、推進委員4名全員出席して頂いています。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程第2、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、上田委員さんと、12番、弓場委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。それでは、まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案書1ページをお願い致します。

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するための贈与による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字今里□□□番1(田)□□□□㎡、譲受人、大和郡山市、□□□□、後見人、□□□□、持分1/2、樫原市、□□□□、後見人、□□□□、持分1/2、譲渡人、樫原市、□□□□、申請理由は、後継者育成のための贈与でございます。なお、譲受人の耕作地面積は、68,857㎡と下限面積は満たしていません。場所は、調査順序表第8番目、おおやまと環境整美事業組合より□へ約□□□□100mのところですか。

番号2番、申請地、大字野口□□□番(田)□□□□㎡、譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大字野口、□□□□、申請理由は、規模拡大のため、売買による所有権移転の申請でございます。なお、譲受人の耕作地面積は、7,121.37㎡と下限面積は満たしていません。

場所は、調査順序表第1番目、大和大谷別院より□へ約□□□mのところですか。

以上、第1号議案につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い、申請書等に記載された内容についての審査基準の検討結果について報告致します。

申請書並びに申請者からの聴取に基づきまして、事務局で事前に申請地の現地確認を致しましたところ、どちらも米を作付けされ、収穫後の状態で、良好に耕作されていきました。1番の譲受人は後見人が耕作することの誓約書も頂いており、同一世帯で農業を営んでいることから、取得後も全ての農地を耕作の用に供することや、機械の保有状況、労働力及び地域との関係についても問題がないことなど、許可要件を満たしていると考えます。2番につきましても同一地域内でありの方への権利移転であり、権利取得後も適切な耕作が行われることが見込まれますので、それぞれ許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 なしとのお声がありましたので採決致します。

ただ今の議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

次に議第2号を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字秋吉□□□番5（田）□□□㎡、譲受人、曾大根一丁目、□□□□（持分1/2）、宇陀市、□ □□（持分1/2）譲渡人、葛城市、□□□□、売買による所有権移転で、戸建専用住宅1戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、秋吉交差点より□に約□□□mのところでございます。なお、申請に伴う書類等につきましては具備致しております。

番号2番、申請地、大字西坊城□□□番1（田）□□□㎡、譲受人、樫原市、□□□□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□ □、売買による所有権移転で、戸建専用住宅8戸及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第6番目、出簡易郵便局より□に約150mのところでございます。なお、申請に伴う書類等につきましては具備致しております。

番号3番、申請地、曾大根一丁目□□番4（田）□□□㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、持分（5/12）、同じく□□□□、持分（5/12）。東中二丁目、□□□□、持分（2/12）、売買による所有権移転で、戸建専用住宅6戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、浮孔西小学校より□に約□□□mのところでございます。なお、申請に伴う書類等につきましては具備致しております。

番号4番、申請地、大字奥田□□番（田）□□□㎡、譲受人、大阪市、□□□□□□□□□□、譲渡人、川崎市、□□□□、売買による所有権移転で、戸建専用住宅4戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、奥田弁天池□□でございます。

なお、申請に伴う書類等につきましては具備致しております。

番号5番、申請地、大字田井□□番1（田）□□□㎡、譲受人、天理市、□□□□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権移転で、戸建専用住宅4戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第7番目、近鉄浮孔駅より□に約□□mのところでございます。

なお、申請に伴う書類等につきましては具備致しております。

以上、議第2号につきましては、5件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果についての報告をお願い致します。

部会長

それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1番大字秋吉の転用ですが申請地の現況は、休耕されておりました。周囲の状況は、北側と南側は宅地、東側は道路、西側は農地です。周囲に擁壁を設け地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や秋吉水利組合から同意を得ています。汚水は浄化槽を設け、雨水とともに東側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。番号2番、大字西坊城の転用ですが、申請地の現況は、稲刈り後の状態です。周囲の状況は、北側は道路、東側は宅地と農地、西側と南側は里道です。周囲に擁壁を設け地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や西坊城水利組合か

ら同意を得ています。汚水は浄化槽を設け、雨水とともに北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。番号3番 曾大根1丁目の転用の申請については、申請地の現況は、休耕されていきました。周囲の状況は、北側は里道、東側は鉄道用地、南側は渡し人の農地、西側は道路です。周囲に擁壁を設け地上げし、土砂の流出がないように造成されます。曾大根水利組合から同意を得ています。汚水は浄化槽を設け、雨水とともに西側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。番号4番 大字奥田の転用については、申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は宅地、東側は道路、西側と南側は里道です。周囲に擁壁を設け地上げし、土砂の流出がないように造成されます。奥田水利組合から同意を得ています。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水とともに東側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。番号5号 大字田井の転用の申請については、現況は、稲刈り後の状態です。周囲の状況は、北側は道路、南側は鉄道用地、東側は農地、西側は宅地です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井水利組合から同意を得ています。汚水は浄化槽をもうけ、雨水とともに北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

いずれの案件も農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長
事務局

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願い致します。

1番、大字秋吉の申請地につきましては、街を形成している区域に占める地の割合が40パーセントを超えており、農地の区分は第3種農地に該当すると判断致します。事業計画では一戸建住宅1戸を計画されていますが自己住宅で、事業に必要な資金は金融機関からの融資でまかなう計画で、金融機関のローン審査結果の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る転用目的の用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても転用目的の土地利用計画からして適当であり、周辺の農地への影響もないものと判断致します。

2番、大字西坊城の申請地につきましては近鉄浮孔駅より約1km内に位置し田井2種農地に該当すると判断致します。事業計画では一戸建専用住宅8戸と露天資材置場として転用され、事業に必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る転用目的の用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても土地利用計画からして適当であり周辺への被害もないものと思われま

す。3番、曾大根一丁目の申請地につきましては、水管、ガス管の埋設されてた4m以上の道路に面し、近隣に小学校、幼稚園などの公共施設もあり、第3種農地に該当すると判断致します。事業計画には一戸建専用住宅8戸建設される計画で、それに見合う資金として、金融機関の残高証明書が添付されており、事業を達成する資金として

適当であると判断いたします。また目的の用途に遅滞なく供することの確実性や計画面積につきましても適当であり、周辺への被害につきましてもないものと思われま

す。4番、大字奥田の申請地につきましては、街を形成している区域に占める宅地の割合が40パーセントを占めており第3種農地に該当するものと判断致します。事業計画では、一戸建専用住宅4戸建築の計画で、それに見合う資金として、自己資金でまかなう予定で、金融機関の通帳の写しが添付されており目的を達成する資金として適当であると判断致します。また転用目的の用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても利用計画図等から適当であると判断致します。周辺への被害に関しましてもないものと思われま

す。5番、大字田井の申請地につきましては、近鉄浮孔駅より300m内に位置し第3種農地と判断致します。一戸建専用住宅4戸建築の計画で転用に要する費用の資金としては、会社の資金でまかなう計画で金融機関の残高証明書の写しが添付されており、資金としては適当であると判断致します。また、転用の目的に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても、適当であると判断致します。周辺への被害に関しましてもないものと判断致します。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。何かありませんか。

議 長 　質問等ないようですので採決致します。

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第2号については県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

事務局 　それでは議案書3ページをお願い致します。

議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、南陽町□□□番1(畑) □□㎡、借受人、大字曾大根、□□□□承継人、□□□□、貸出人、檀原市、□□□□、解約理由は、耕作者死亡のためでございます。

以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見等ないようですので、異議がないものと認め、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致しますが、木下委員さんが申請人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。関係審議終了後に入室して頂きます。

(木下委員退席)

それでは、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、大字勝目、□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声有り)

議長 ないようですので、異議などが無いものとして採決致します。

ただ今の議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に入ります前に、木下委員の入室をお願い致します。

(木下委員入室、着席)

それでは、議第5号その他の1番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 議第5号その他の1番畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、南陽町□□□番9(田)□□□㎡、申請人、曾大根二丁目、□□□、現在畑として使用されておりますが、さらに盛り土するための申請でございます。作付計画は野菜を作付、利用用途は、自家消費、盛り土計画は50cm、自己管理にて耕作するとのこと。場所は、調査順序表第3番目、葛城コミュニティセンターより□へ約□□□mのところ。です。

以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは、報告させて頂きます。南陽町の□□さんの申請で、周囲は、道路と宅地で水はけが悪く、水稲は作りにくい土地で、地上げし、畑として活用するための申請

です。作付け計画は、季節の野菜を自己消費されるということです。周囲に影響はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等ないので採決致します。

それでは、議第5号、その他1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。続きまして、議第5号、その他2番を議題と致します。事務局から説明願ひます。

事務局 議案書4頁、議第5号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字築山□□□番(田)□□□□㎡、借受人、磯野町、□□□□、貸出人、奈良市、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。利用権設定によるものですが、期間内での解約ですので、通知いただいたものです。

以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などがないので、採決致します。それでは、議第3号、その他の2番使用貸借権の消滅について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他3番を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 議第5号、その他の3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件の件と報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件についてあわせて説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和元年10月28日から令和元年11月25日までの報告分でございます。

報告第1号、第4条届出、番号1番、転用届出地、中今里町□□番7(田)□□□㎡、中今里町□□番□□(田)□□□㎡、届出人、御所市、□□□□、転用目的、駐車場及び進入路、令和元年11月18日に地区担当の今村会長に確認の連絡を致しまして、事務局も確認致し、書類等も具備致しておりましたので、専決処理を行ったものでございます。

報告第2号、第5条届出、番号1番、転用届出地、中今里町□□□番(田)□□□㎡、中今里町□□□番(田)□□□㎡、譲受人、橿原市、□□□□、譲渡人、西三倉堂一丁目、□□□□、転用目的は分譲住宅及び露天資材置場で、売買による所有権移転でございます。令和元年10月29日に地区担当の今村会長に確認の連絡致しま

して、事務局も現地を確認し、書類等も具備しておりましたので会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第4条関係1件、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議 長 ご質問等ないようですので、異議がないものとして、ただ今の事務局からの説明をもって、委員の皆様への報告とさせて頂き、報告第1号及び報告第2号を終わります。

議 長 議案審議につきましては以上でございます。他に何かございませんか。ないようでしたらこれで12月委員会を終了致します。委員の皆様方には、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 上 田 美加子

署名委員 弓 場 一 郎